

## 2001年1月以降の状況

ブッシュ政権下の米国は、途上国に対してまったくの遵守規定がないこと（排出キャップがないこと）および米国に課せられた目標を遵守すれば米国経済に大きな影響を及ぼすことなどを理由として、2001年3月に京都議定書への反対を表明した。その後、6月にはその立場を再確認し、京都議定書を離れ、新たな温暖化対策を模索することを発表した。わが国などの諸国は、米国の参加なしには効果的な成果が得られないとして米国に参加を呼びかけたが、失敗に終わっている。さらには本年9月の同時多発国際テロ事件以降、米国の行方は予断を許さない状況が続いている。

一方、EUは、米国抜きでもわが国等が参加すれば発効が可能として、積極的にその他の国々に働きかけた。去る7月に行われたCOP-6再会合の閣僚級会合の全体会合において「ブエノスアイレス行動計画の実施の中核要素」（いわゆる「ブロンク・ペーパー」）が、一部の修正をうえ、合意された。これによって、森林などの吸収量を巡って行われていたEUと日本その他との対立も妥協がはかられ、日本の個別の主張もほぼ実現することになったとされている（環境省のホームページ）。今後は、「ブロンク・ペーパー」の具体化等の検討を含んだCOP-7（モロッコ会議）の行方と6月の段階で議定書の修正を含む新たな道を目指すとした米国の動向等が注目される。とくに議定書の2002年発効を目指す場合には、米国抜きのシナリオを選択せざるを得ない状況となっており、わが国も態度をはっきりしなければならぬ事態も予想される。国内的にも批准に向けては、クリアされなければならない事項が山積しており、それらの具体的な検討が残っている。

なお、以下は、7月のCOP-6再会合での閣僚級合意内容として、環境省が発表している内容である（原則として原文のまま掲載）。

途上国支援：条約に基づく基金として、気候変動特別基金を設置し、京都議定書に基づく基金として、京都議定書適応基金を設置（先進国からの途上国に対する支援の金額については同文書に書かれていない）。

### 京都メカニズム

- ・ 補足性：先進国の削減目標の達成について、京都メカニズムの活用は国内対策に対して補足的であるべきであり、国内対策は、目標達成の重要な要素を構成する（定量的な制限を設けない主旨）
- ・ 排出量取引の売りすぎ防止措置：締約国は、排出枠の売りすぎ防止措置のため、予め排出枠の90%または直近の排出量のうちのどちらか低い方を留保する必要。
- ・ 共同実施・CDMにおける原子力の扱い：共同実施・CDMにおいては、原子力は控える（共同実施・CDMの対象となるリスト（ポジティブリスト）、対象とならないリスト（ネガティブリスト）は作成しない主旨）。

吸収源：森林管理の吸収分については、国ごとに上限を設ける（日本は、上限枠が13

百万 t-C ( 3 . 86% ) となり , 3 . 7%分が確保される見込み)

遵守

- ・ 削減目標が達成できなかった場合の措置：超過した排出量は、1.3 倍に割りましたうえで次期排出枠から差し引く。
- ・ 遵守委員会の構成：先進国対途上国の構成が 4 対 6 となる見込み。

( 出典 ) 環境省 ( 2001 年 7 月 23 日発表資料 <http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=2750> )